

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡部史郎の上告趣意第一は、憲法三一条違反をいうが、歯科医師法一七条にいう「歯科医業」の意義が不明確であるということできないから、所論は前提を欠き、同第二は、判例違反をいうが、引用の判例は所論の趣旨の判断を示したものであるから、所論は前提を欠き、同第三は、単なる法令違反の主張であり、また、同第四は、憲法一四条違反をいう点を含めて、その実質は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年七月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	寺	田	治	郎
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	伊	藤	正	己